

## 令和5年清瀬市議会第4回定例会

### 市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議 決 日 結 果
議 案 第 7 3 号	令和5年度清瀬市一般会計補正予算(第7号)	<p>補正前の歳入歳出総額 36,129,671 千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 36,328,241 千円</p> <p>歳入総額 198,570 千円</p> <p>主なもの</p> <p>国庫支出金 65,218 千円</p> <p>都支出金 55,354 千円</p> <p>繰入金 85,809 千円</p> <p>諸収入 ▲7,811 千円</p> <p>歳出総額 198,570 千円</p> <p>主なもの</p> <p>総務費 9,421 千円</p> <p>民生費 172,026 千円</p> <p>衛生費 ▲8,820 千円</p> <p>土木費 15,976 千円</p> <p>消防費 4,592 千円</p> <p>教育費 5,375 千円</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p>	1 2 月 2 1 日 可 決
議 案 第 7 4 号	清瀬市市民協働プラザ条例	<p>清瀬駅北口のアミュービル内に設置する「清瀬市生涯学習センター」、「清瀬市消費生活センター」、「清瀬市男女共同参画センター」の3つの施設及び機能を包括した「清瀬市市民協働プラザ」の開設に向け、「清瀬市市民協働プラザ条例」を制定するものです。</p> <p>市民協働プラザは、多様化する市民活動に対応しつつ、市民協働によるまちづくりを推進することを目的としています。この目的を達成するため、複数の業務及び施設を一体的に包括し、相互に連携することで市民が求めるサービスの効果を向上させ、かつ市域の活性化、市の都市格を高</p>	1 2 月 2 1 日 可 決

		められるよう条例制定するものです。  所管課 未来創造課	
議案 第75号	清瀬市ロケーション等撮影に係る 市施設等提供促進に関する条例	<p>市のブランド力を高め、市内へ多くの人々を呼び込むプロモーションの一環として、市の施設等を活用する動画、静止画像等の撮影を円滑に進められるよう「清瀬市ロケーション等撮影に係る市施設等提供促進に関する条例」を制定するものです。</p> <p>この新規条例では、市庁舎及び公園等の施設をはじめ、市の行政財産、普通財産を問わず撮影現場として提供できるよう規定するものです。</p> <p>なお、清瀬市立公園条例（昭和53年清瀬市条例第12号）には撮影に係る占用料を徴収する規定があり、新規条例との整合を図る（撮影に係る占用料規定を削る。）必要があるため、この新規条例の附則において清瀬市立公園条例を一部改正します。</p> <p>主な規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ロケーション等できる市の施設を規定</li> <li>2 ロケーション等撮影した動画、静止画像等の活用方法を規定</li> <li>3 ロケーション等撮影に施設等を使用できない場合を規定</li> <li>4 申請に基づく使用承認等を規定</li> <li>5 施設等の使用料及び利用料を規定</li> </ol> <p>所管課 シティプロモーション課</p>	12月21日 可決
議案 第76号	清瀬市立科山荘条例を廃止する条例	<p>清瀬市立科山荘は、市民等の保養及び学校教育活動の場等として平成10年に竣工し、25年が経過しています。</p> <p>立科山荘は、寒冷地に建設されていることもあって給排水及び空調設備等の老朽化の進み具合が著しく、今後、長期にわたって運営を継続するには施設改修、新規設備の導入などに多額の経費を要することが予測されます。</p>	12月21日 可決

		<p>また、立科山荘の利用はここ数年来、低減が進み、行政サービスとしての費用対効果の観点から見ても非効率化が顕著となっています。こうした中において今後の財政的負担、行政サービスの効果を考量し、令和6年度末における施設の措置に向けて条例を制定するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 生涯学習スポーツ課</p>	
議案 第77号	清瀬市財産審議会条例の一部を改正する条例	<p>審議会の設置の目的及び所掌事項をより明確にし、併せて適正な審議に臨めるよう規定中の文言を整理するため、一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 都市計画課</p>	12月21日 可決
議案 第78号	清瀬市都市計画税条例の一部を改正する条例	<p>都市計画税の税率は、清瀬市都市計画税条例(昭和43年清瀬町条例第15号)において「100分の0.3」と規定されています。</p> <p>現在、この税率は特例措置として「100分の0.25」に減率されています。この特例措置の適用期間が令和5年度で満了するため、新たに税率を精査したうえで令和8年度まで「100分の0.25」の特例税率を適用できるよう一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 課税課</p>	12月21日 可決
議案 第79号	清瀬市事務手数料条例の一部を改正する条例	<p>松山、野塩出張所のデジタルサービススポット移行に伴い、松山地域市民センター及び野塩地域市民センターに戸籍謄本等を交付できる多機能端末機を設置し、市民の利便を図れるようにするため、条文の整理に向け一部改正するものです。</p> <p>併せて、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストア等の多機能端末機で戸籍謄本・抄本、住民票の写し等の交付を求めた場合、市役所の窓口交付より手数料を減額できるよう条例の本則で規定しています。これに加えて同端末機での交付は、令和5年度末までの特例措置として、条例本則に規定する手数料をさらに減免しています。</p>	12月21日 可決

		<p>市民に手軽で便利なコンビニ交付の活用をより促すため、この減免措置を令和6年度末まで延長できるよう、併せて一部改正するものです。</p> <p>特例措置の適用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸籍の謄本・抄本、戸籍の全部事項証明・個人事項証明の交付手数料 「350円」 → 「300円」</li> <li>2 印鑑登録証明、住民票の写し、戸籍の附票の写し、市・都民税課税証明、市・都民税非課税証明の交付手数料 「200円」 → 「150円」</li> </ol> <p style="text-align: right;">所管課 市民課</p>	
議案 第80号	清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例	<p>市立芝山小学校内に学童クラブを新設するため、一部改正するものです。</p> <p>同校学区内に住宅の竣工が数多く見込まれ、令和6年度には同校に入学する新1年生等が例年に比べて増加する予測ができています。これによって学童クラブへの入所申込みも多く寄せられる予想ができるものの、現時点で同校内学童クラブは満員状態にあることから、同校内に学童クラブを新設するものです。</p> <p>新設する学童クラブ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 位置 東京都清瀬市元町二丁目16番8号</li> <li>2 名称 清瀬市立芝山小第3学童クラブ (定員30人)</li> </ol> <p style="text-align: right;">所管課 生涯学習スポーツ課</p>	12月21日 可決
議案 第81号	清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>全世代対応型の持続可能な社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）に沿った子育て支援対策の一環として、出産被保険者の国民健康保険税を免除できるよう一部改正するものです。</p> <p>この改正では、単胎妊娠の場合は出産前後における都合</p>	12月21日 可決

		4か月分を、多胎妊娠の場合は都合6か月分の国民健康保険税を免除する規定を整備するものです。  所管課 保険年金課	
議案 第82号	清瀬市道の路線の認定について	開発による無償譲渡受け入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。  認定路線 1 清瀬市道1374号線  (中清戸四丁目、清瀬消防署南東側)  所管課 道路交通課	12月21日 承認
議案 第83号	清瀬市立松山地域市民センター及び清瀬市立野塩地域市民センターの指定管理者の指定について	市立松山地域市民センター及び市立野塩地域市民センターの設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。  このため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。  1 指定管理者を指定する施設 (1) 清瀬市立松山地域市民センター (2) 清瀬市立野塩地域市民センター 2 指定管理者候補の名称及び主たる事務所の所在地 埼玉県鴻巣市逆川一丁目2番2-502号 街活性室 株式会社(まちかっせいしつ かぶしが いしゃ) 3 指定期間 (1) 清瀬市立松山地域市民センター 令和6年3月1日から令和8年3月31日まで (2) 清瀬市立野塩地域市民センター 令和6年3月1日から令和10年3月31日まで  所管課 市民課	12月21日 可決

<p>議 案 第 84 号</p>	<p>清瀬市立学童クラブの指定管理者の指定について</p>	<p>市立学童クラブの設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>1 指定管理者を指定する施設</p> <p>(1) 清瀬市立四小第2学童クラブ</p> <p>(2) 清瀬市立芝山小第3学童クラブ</p> <p>2 指定管理者候補の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(1) 清瀬市立四小第2学童クラブ 特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロ 東京都清瀬市元町二丁目18番10号</p> <p>(2) 清瀬市立芝山小第3学童クラブ 株式会社 明日葉 (かぶしきがいしゃ あしたば) 東京都港区芝四丁目13-3 PMO 田町東10F</p> <p>3 指定の期間</p> <p>(1) 清瀬市立四小第2学童クラブ 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>(2) 清瀬市立芝山小第3学童クラブ 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">所管課 生涯学習スポーツ課</p>	<p>1 2 月 2 1 日 可 決</p>
<p>議 案 第 85 号</p>	<p>清瀬市有料自転車等駐車場の指定管理者の指定について</p>	<p>市有料自転車等駐車場（駐輪場）の設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>1 指定管理者を指定する施設</p> <p>(1) 清瀬駅北口第2駐輪場</p> <p>(2) 秋津駅北口駐輪場</p>	<p>1 2 月 2 1 日 可 決</p>

		<p>(3) 秋津駅南口駐輪場</p> <p>2 指定管理者候補の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>公益財団法人 清瀬市シルバー人材センター 東京都清瀬市松山三丁目 13 番 16 号</p> <p>3 指定の期間</p> <p>(1) 清瀬駅北口第2駐輪場及び秋津駅北口駐輪場 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>(2) 秋津駅南口駐輪場 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで</p> <p style="text-align: right;">所管課 道路交通課</p>	
議 案 第 86 号	令和5年度清瀬市一般会計補正予算(第8号)	<p>市職員の給与改定に伴う人件費の調整、並びに当初予算と人事配置の差により生じた過不足を調整するため、補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 363 億 2,824 万 1 千円</p> <p>(2) 補正予算額 0 千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 363 億 2,824 万 1 千円</p> <p>2 補正予算歳入額 0 千円</p> <p>3 補正予算歳出額 0 千円</p> <p>4 補正予算歳出内訳</p> <p>(1) 総務費 ▲ 22,500 千円 (職員人件費(一般管理費)。職員手当(退職手当組合費)を減額)</p> <p>(2) 民生費 2,000 千円 (後期高齢者医療特別会計繰出金。)</p>	1 2 月 2 1 日 可 決

		<p>後期高齢者医療特別会計の人員費補正に伴う繰入金)</p> <p>(3) 商工費 6,300 千円  (職員人員費 (商工総務費)。給料 2,100 千円、職員手当 1,500 千円、共済費 300 千円及び会計年度任用職員報酬 2,400 千円を増額)</p> <p>(4) 土木費 14,200 千円  (職員人員費 (都市計画総務費)。給料 7,600 千円、職員手当 5,700 千円、共済費 200 千円及び会計年度任用職員報酬 700 千円を増額)</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p>	
議案 第 87 号	令和 5 年度清瀬市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	<p>市職員の給与改定に伴う人員費の調整、並びに当初予算と人事配置の差により生じた過不足を調整するため、補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 22 億 7,913 万 7 千円</p> <p>(2) 補正予算額 200 万円</p> <p>(3) 補正後予算総額 22 億 8,113 万 7 千円</p> <p>2 補正予算歳入額 200 万円</p> <p>(1) 繰入金 200 万円  (事務費繰入金)</p> <p>3 補正予算歳出額 200 万円</p> <p>4 補正予算歳出内訳</p> <p>(1) 総務費 200 万円  (職員人員費 (一般管理費)。給料 1,000 千円、職員</p>	1 2 月 2 1 日 可 決



		手当 900 千円及び共済費 100 千円を増額  所管課 保険年金課	
議 案 第 88 号	清瀬市職員の給与に関する条例及び清瀬市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	<p>去る 10 月 13 日、東京都人事委員会は東京都職員（事務職）の給与等に関する勧告を東京都知事に行い、また、去る 11 月 16 日には東京都職員（現業職）の給与改定に都職員組合との妥結がありました。</p> <p>市は、この勧告及び妥結結果に準拠し、市職員の行政職給料表及び期末・勤勉手当を改定するため、一部改正するものです。</p> <p>この条例の一部改正では、清瀬市職員の給与に関する条例（昭和 26 年清瀬市条例第 1 号）及び清瀬市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 5 年清瀬市条例第 17 号）において、同義の改定を要することから、2 つの条例を一括で一部改正するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 清瀬市職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 行政職給料表の改定</p> <p>公民格差の解消を図りつつ、人材確保の観点から初任層に重点を置き、主に若年層の給料月額を引き上げる行政職給料表の改定をするものです。</p> <p>給料表の平均改定率は、0.9%増額の改定になります。</p> <p>併せて、国家公務員及び民間における初任給の状況を踏まえ、また、有為な人材を確保する観点から初任給の引き上げをするものです。</p> <p>(2) 期末・勤勉手当の支給率の改定</p> <p>正規職員の勤勉手当の率を 0.1 月引き上げ、期末・勤勉手当の支給率を年「4.55 月」から「4.65 月」に改定する一部改正をするものです。</p> <p>また、この改定に伴い、再任用職員及び再任用</p>	1 2 月 2 1 日 可 決

		<p>管理職の勤勉手当の率を0.05月引き上げ、期末・勤勉手当の支給率を年「2.40月」から「2.45月」に改定する一部改正を併せてするものです。</p> <p>2 清瀬市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正</p> <p>清瀬市職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表の改定に準じて、特定任期付職員の給料表を平均0.4%引き上げる改定をするものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 未来創造課</p>	
議案 第89号	人権擁護委員の推薦について	<p>人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項に基づき、人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するため、同条同項の規定により議会の意見を聴くものです。</p> <p>推薦候補者</p> <p>1 住所 東京都清瀬市梅園二丁目11番21号</p> <p>2 氏名 牧井任子氏 まき い じん こ</p> <p style="text-align: right;">所管課 市民協働課</p>	12月21日 同意
議案 第90号	令和5年度清瀬市一般会計補正予算(第9号)	<p>政府は、去る11月29日に国会で補正予算を成立させ、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の一環として各地方公共団体に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を支給できるようにしました。</p> <p>市は、この交付金を活用して住民税非課税世帯等へ7万円を支給する物価高騰支援事業をはじめ、速やかに市固有の事業を展開できるよう、補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 363億2,824万1千円</p> <p>(2) 補正予算額 8億1,805万9千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 371億4,630万円</p>	12月21日 可決

		<p>2 補正予算歳入額 8億1,805万9千円</p> <p>(1) 国庫支出金 6億5,059万8千円 (物価高騰対応重点支援地方 創生臨時交付金)</p> <p>(2) 繰入金 1億6,746万1千円 (財政調整基金繰入金)</p> <p>3 補正予算歳出額 8億1,805万9千円</p> <p>4 補正予算歳出内訳</p> <p>民生費</p> <p>(1) 物価高騰対応重点支援給付金給付事業(福祉総務課 所管) 6億8,725万7千円</p> <p>本年12月1日現在で清瀬市に住民登録がある令和5 年度住民税非課税世帯(生活保護世帯を含む。)及び予期 せず家計が急変し、年間の総所得が非課税世帯と同等に あると認める世帯に一律で7万円を給付する事業を実施 するものです。</p> <p>ア 補助金・給付金 6億6,500万円 (対象者 非課税世帯9,480世帯、 家計急変世帯20世帯、計9,500 世帯の給付金)</p> <p>イ 報酬及び会計年度任用職員期末手当 311千円 (会計年度任用職員(補助職)の 報酬及び期末手当)</p> <p>ウ 消耗品費 800千円 (用紙、インクカートリッジ等の 購入費)</p> <p>エ 印刷製本費 497千円 (各種通知用封筒及び返信用封</p>	
--	--	--	--

		筒の印刷費)	
		オ 通信運搬費	2,062 千円
		(コールセンター電話代、郵送代 (振込通知、確認通知等))	
		カ 手数料	2,101 千円
		(銀行口座等振込及び組戻手数料)	
		キ 委託料	13,987 千円
		(対象者抽出に向けたシステム改修、コールセンター運営委託及び封入封緘作業等、コールセンター及び相談ブースの設営の委託費)	
		ク 借上料	2,499 千円
		(給付金業務で使用するパソコン、ソフト、プリンター及び複合機等のリース料)	
		(2) 清瀬しあわせ未来給付金給付事業 (福祉総務課所管)	
		1 億 1,540 万 2 千円	
		物価高騰等に苦慮する乳幼児及び義務教育の子を養育する世帯へ、子ども 1 人当たり 5,000 円を、また 75 歳以上のみの世帯へ 5,000 円を給付する事業を実施するものです。	
		(受給対象 本年 12 月 1 日現在で清瀬市に住民登録がある世帯の乳幼児及び義務教育課程にある児童及び生徒並びに本年 12 月 1 日現在で清瀬市に住民登録がある 75 歳以上のみで構成された世帯)	
		ア 補助金・給付金	81,500 千円
		(受給対象 乳幼児及び義務教育課程の児童・生徒 9,300 人、	

		<p>75歳以上のみの世帯7,000世帯の給付金)</p> <p>イ 報酬及び会計年度任用職員期末手当 323千円 (会計年度任用職員(補助職)の報酬及び期末手当)</p> <p>ウ 消耗品費 800千円 (用紙、インクカートリッジ等の購入費)</p> <p>エ 印刷製本費 751千円 (各種通知用封筒及び返信用封筒の印刷費)</p> <p>オ 通信運搬費 3,140千円 (通知及び振込通知等の郵送料)</p> <p>カ 手数料 3,096千円 (銀行口座等振込及び組戻手数料)</p> <p>キ 委託料 25,792千円 (コールセンター運営委託、封入封緘作業等の委託費)</p> <p>農林業費</p> <p>(3) 農業振興対策事業(産業振興課所管)</p> <p style="text-align: right;">1,100千円</p> <p>経済変動対策農業者支援事業として、本年度は市内農業者に直近1年分の動力光熱費、肥料費、諸材料費及び飼料費の決算額のうち、それぞれ20%(上限20万円)に相当する額を補助しています。</p> <p>本年11月末日の締切日までに想定を上回る申請があったため、これに対応できるよう増額補正をするものです。</p> <p>ア 補助金(経済変動対策農業者支援事業)</p>	
--	--	---	--

		1,100 千円	
		商工費	
		(4) 商工会等育成事業 (産業振興課所管)	
		14,300 千円	
		<p>経済変動対策商工業者支援事業として、本年度は市内中小企業者等に直近1年分の水道光熱費及び燃料費に要した経費の20% (上限20万円) に相当する額を補助しています。</p> <p>本年11月末日の締切日までに想定を上回る申請があったため、これに対応できるよう増額補正をするものです。</p>	
		ア 補助金 (経済変動対策商工業者支援事業)	
		14,300 千円	
		5 債務負担行為	
		<p>物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の執行が令和6年度に及ぶため、債務負担行為を設定するものです。</p>	
		(1) 物価高騰対応重点支援給付金給付事業委託業務	
		12,070 千円	
		(2) 物価高騰対応重点支援給付金給付事業に係る設営等委託業務	
		872 千円	
		(3) 清瀬しあわせ未来給付金給付事業委託業務	
		25,792 千円	
		所管課 財政課	